

## 中央区自動体外式除細動器（AED）等貸出しの取扱基準

16中衛管第376号

平成16年10月27日

（目的）

第1条 この取扱基準は、中央区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）で活動する団体が行う各種行事において、その参加者等が突然の心停止状態に陥ったときに救命活動及び応急手当講習を実施する場合において、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）等を当該団体に貸し出し、AEDを普及啓発することにより、もって区民の生命を守ることを目的とする。

（貸出機器）

第2条 この取扱基準により貸し出す機器（以下「貸出機器」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）薬事法（昭和35年法律第145号）で承認されたAED
- （2）AEDトレーニング機器
- （3）心肺蘇生練習用人形

（貸出しの対象）

第3条 前条各号に規定する貸出機器の貸出しを受けることができる者は、区内で活動する団体であり、医師又は心肺蘇生法の講習等を受講し、それぞれの証明書等の提示ができる者がいる団体の代表者とする。

（貸出期間）

第4条 貸出機器の貸出期間は、貸出しを受けた日の翌日から7日以内とする。ただし、区長が特別な時由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

（申請手続）

第5条 貸出しを受けようとする団体の代表者は、別記第1号様式による貸出申請書に第3条の証明書等を添付し、区長に提出しなければならない。

（貸出しの決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、貸出しを決定したときは別記第2号様式による貸出決定通知書を、貸出しをしないことに決定したときは別記第3号様式による貸出不承認通知書を、当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により貸出しを決定したときは、別記第4号様式

による貸出整理台帳に所要事項を記載するものとする。

(維持管理)

第7条 貸出機器の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、これを常に良好な状態で保管し、管理しなければならない。

2 借受者は、貸出機器を処分し、又は、目的以外に使用してはならない。

3 借受者は、貸出機器を転貸し、又は、譲渡してはならない。

(経費)

第8条 貸出期間中における貸出機器の運搬及び維持管理等に要する経費は、借受者の負担とする。

(損害賠償)

第9条 区長は、借受者が貸出機器に損害を生ぜしめたときは、区長が相当と認める損害額を賠償させることができる。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償の額を減じ、又は、免ずることができる。

(返還)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出機器を返還させることができる。

一 借受者が貸出機器を使用しなくなったとき。

二 区長が特に必要と認めるとき。

附 則

この取扱基準は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

一 この取扱基準は、令和4年1月1日から施行する。

二 この取扱基準の施行の際、この取扱基準による改正前の中央区自動体外式除細動器(AED)等貸出しの取扱基準の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。